

## 佐渡市議会告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第4項の規定に基づき、条例制定請求代表者に意見を述べる機会を与えるので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条の2第1項の規定に基づき告示する。

平成28年12月12日

佐渡市議会議長 岩崎 隆寿

- 1 日時 平成28年12月12日（月）午後3時30分  
（議事の都合により時間に変更することがある）
- 2 場所 佐渡市議会議場
- 3 事件名 議案第169号 佐渡市本庁舎建設に関する住民投票条例の制定について
- 4 意見を述べる者 条例制定請求代表者 山口 秀明
- 5 意見を述べる時間 20分以内